

④ 関係団体等の皆様へのお願い



◆ 学校を通じた配布物は避けてください。

※ 各種団体から依頼される配布物は、重なるとかなりの量になります。教員が仕分けて一枚ずつ児童・生徒に配布していますが、毎回、大きな負担となっています。学校を通じた印刷物の配布とは異なる方法で周知いただきますよう、ご配慮をお願いします。

◆ 各種募集（コンクール等）に配慮してください。

※ 作文や絵画コンクール等の募集につきましては、学校単位での応募や学校による取りまとめなどを応募要件としないよう、ご配慮をお願いします。

⑤ 学校における働き方改革推進プラン(抜粋)



※ 「学校における働き方改革推進プラン」は、令和元年度に作成（令和4年度改定）された奈良県教育委員会のプランです。令和7年度末までに達成を目指す目標を掲げています。

- ◆ 部活動を学校単位の活動から、地域単位の活動へ移行させるために、社会活動との連携協力を進めます。
- ◆ 学校給食の食物アレルギーへの対応については、事故防止を最優先とし、過度で複雑な対応は行わないようにします。
- ◆ ICT環境を整え、さまざまな業務での効率化を図ります。
- ◆ 小学校・中学校・県立学校における学校運営協議会の設置を促進します。また、地域学校協働本部（コミュニティ協議会・地域教育協議会）やPTA等との協力体制作りを推進します。
- ◆ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置校数や時間数の拡充に努めます。
- ◆ 支援スタッフ（部活動指導員、特別支援教育の専門スタッフ、教員業務支援員（スクールサポートスタッフ）、理科支援員など）の拡充を目指します。
- ◆ 労働安全衛生体制の整備と教職員のメンタルヘルス対策に取り組みます。



教職員の働き方改革・学校の業務改善等に関するお問い合わせ・ご意見は…

奈良県教育委員会事務局 教職員課

電話：0742-27-9805 【受付 8:30～17:15 土・日・祝は除きます】

地域・保護者の皆様へ 奈良県教育委員会からのお知らせ

令和5年4月

奈良県の子どもたちのため

教員の働き方改革

にご協力ください！



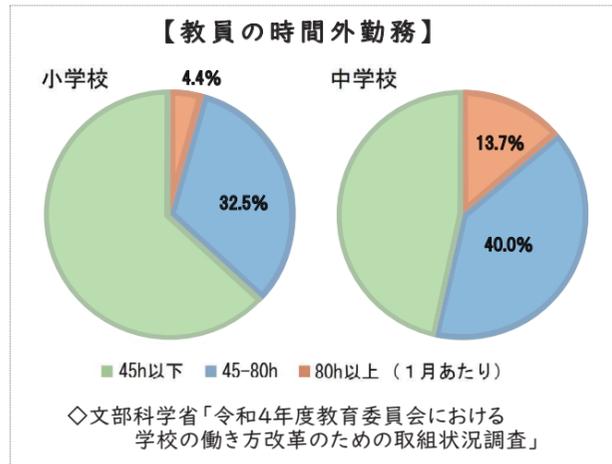
新しい時代の中で生き抜く力を、

子どもたちに身に付けさせたい。

子どもたちにしっかり向き合うための **働き方改革**。



▼教員の長時間勤務が深刻です



▼小学校で4割近く、中学校で5割以上の教員が月に45時間以上の時間外勤務

▼小学校で4.4%、中学校で13.7%の教員が月80時間以上の時間外勤務で過労死ラインに相当

改善傾向であるが、まだ多くの教員が過労死ライン超えの時間外勤務をしている

参考＜文部科学省「教員勤務実態調査」(H28年)＞
小学校33.4%、中学校57.7%の教員が過労死ライン相当

ひとりひとりの子どもたちと
ゆっくり向き合う時間が無いという現状

持続可能な質の高い教育を目指して
さらに教員の業務スリム化に取り組みます。



＜新しい時代の教育が求められています＞

例えば、外国語教育や情報教育、道徳教育など、社会に開かれた教育課程を重視し、主体的・対話的で深い学びを実現するなど、変化する新しい時代に必要となる資質・能力の育成を目指します。

① 教員の時間外勤務に上限を設けます

◆ 教員は、月に合計45時間を超える時間外勤務は原則できません。

- ※ 教員の勤務時間は7時間45分。8時30分～17時00分(休憩時間45分含む)の幅で、各学校によって前後します。
- ※ 緊急でやむを得ない場合のみ、例外を設けて時間外勤務として対応できます。それ以外は勤務時間内で対応することになります。早朝や土・日・祝日などの部活動等も時間外勤務制限の対象となります。
- ※ 休憩時間は、昼に一斉に取りにくい状況を踏まえ、個々の教員ごとに設定することが可能となります。この45分間は自由時間で、校外への外出や店舗等の私的な利用等もあり得ます。ご理解をお願いします。



◆ 学校は、留守番電話を設定するなど、時間外対応は原則できません。

- ※ 勤務時間を超えた早朝・夜間の電話は留守番電話となる場合があります。児童・生徒の命に関わるといった緊急時は、まず警察や消防、病院に連絡していただきますようお願いいたします。
- ※ 勤務時間外の活動(早朝練習等)に、一定の制限がかかる場合があります。



② 学校行事などの業務を見直します

◆ 真に必要な活動に力を集中します。

- ※ これまで続いてきた恒例の行事や業務であっても、大胆に見直すことがあります。

＜参考＞【基本的には学校以外が担うべき業務の例(H31.1.25中教審答申)】

- ・ 登下校に関する対応
- ・ 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応
- ・ 学校徴収金の徴収・管理
- ・ 地域ボランティアとの連絡調整



＜参考＞【文部科学省が削減を提示した業務の例(H31.3.18通知)】

- ・ 夏休み期間のプール指導
- ・ 運動会等の過剰な準備
- ・ 地域行事への参加のとりまとめや引率
- 他



◆ 小学校の自主活動を見直し、中学校における休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行を推進します。

- ※ 中学校や高等学校の学校部活動は、教育委員会及び学校が定めた活動方針に基づき、適切な運営をします。各学校の活動方針や各部の活動計画は、学校のホームページや保護者だより等により公表します。
- ※ 小学校において放課後等に行われている自主活動(スポーツ・音楽活動など)について、教員は、休日の指導・引率を行わないことがあります。校外のスポーツ・文化などの大会や発表会に参加する際の申し込みや引率等については、ご家庭のご協力をお願いします。
- ※ 部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図り、学校部活動の地域クラブ活動への段階的な移行を目指します。



＜参考＞【「奈良県学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関する方針」の主な内容】

- ・ 週あたり2日以上(少なくとも平日1日、土日1日以上)を設定する。
- ・ 活動時間は平日2時間、休業日3時間程度までとする。

③ 地域・保護者の皆様へのお願い

◆ 休日の地域行事等について、教員への参加要請や依頼は可能な限り避けてください。

- ※ これまで関わってきた地域行事(公的なものも含め)等について、時間的制約の中で、教員の参加が難しくなります。
- ※ 県や市町村、各教育委員会などの公共団体、その他各種団体が主催するイベント等(休日に児童・生徒が参加するケース)であっても、学校の行事や教育活動以外については、原則として教員の従事は避けていただきます。

◆ 「新しい時代の学校教育」にご理解とご協力を。

- ※ 全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適学びと、協働的な学びの実現を目指します。
- ※ これまでの学校教育のイメージが、今までは少し変わったように感じることもあるかもしれません。しかし、児童・生徒と向き合う教員の姿勢については、決して変わることはありません。ご理解いただきますようお願いいたします。
- ※ 登下校時間や休憩時間、給食や掃除の時間等に一部変更が生じることがあります。

◆ 「学校ボランティア」へのお願い。

- ※ 地域の皆様で可能な方には、授業支援・環境整備・登下校の見守りなど、ボランティアとして学校の活動にお力を貸していただければ幸いです。

